

事務補助員の募集について

内閣府日本学術会議事務局では、事務補助員の募集を行います。

1. 採用予定官職

事務補助員（日本学術会議事務局）

※ 非正規雇用

2. 業務内容

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織です。

事務局では、日本学術会議において行う委員会等の会議開催及び公開講演会等の開催支援に関するサポート等、日本学術会議に関する事務を行っています。

3. 職務内容

次の職務内容を主とする職員を募集します

- ・データ管理、資料の確認
- ・連絡事項等についてのメールの送受信
- ・その他常勤職員の補助事務的な業務 等

4. 募集人数 1名程度

5. 募集対象及び資格

- ・次の条件に該当する方（各職種共通）

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
 - (2) 基礎的なパソコン操作が可能な方（Word、Excel、PowerPoint、Outlook 等）
- なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

- 日本国籍を有しない者
- 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和7年9月22日（予定）

(2) 雇用期間

採用日から令和8年3月31日まで

（採用後1ヵ月間は条件付採用期間）

※ 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

7. 給 与

(1) 日 給

○日 給： 10,490 円～12,480 円

※上記の金額は、事務補助員（フルタイム勤務／1 日当たり 7 時間 45 分勤務）の場合の額です。1 日当たりの勤務時間が 7 時間 45 分未満の場合にあっては、上記を勤務時間により割り戻した額となります。

※上記の金額は、法律等の施行及び改正に伴って変更する場合がありますので、ご承知おきください。

(2) 支払日

原則毎月 16 日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の 16 日に支給）

(3) 諸手当

○通勤手当

給与法及び人事院規則当の規定により算定した額を支給

○超過勤務手当

実績に応じて支給

○賞与

支給要件を満たす場合（※）、一定の要件を満たした場合に支給（12 月）

（※）期末手当及び勤勉手当に係る基準日（12 月 1 日）において継続した在職期間が 1 箇月を超える者であって、支給日（12 月 10 日）まで引き続き期間業務職員等として在職するもの

8. 加入保険等

（加入対象となる場合）雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

9. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

10. 勤務時間

週 3 日程度（応相談）

原則として午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（正午から午後 1 時までの 60 分間は休憩時間）

（土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。）

11. 勤務地

日本学術会議事務局 東京都港区六本木 7-22-34

【案内図】 東京メトロ千代田線「乃木坂」駅下車 5 番出口 徒歩 1 分



12. 応募方法

(1) 提出書類

- 履歴書（市販のもので可、写真添付）
- 職務経歴書（過去どのような業務をしていたのかわかるもの、様式任意）

(2) 提出方法

郵送（封筒表面に「事務補助員（一般事務補助）募集書類在中」と朱書きしてください。）

(3) 提出先

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 日本学術会議事務局管理課総務係

(4) 提出締切

令和7年9月2日（火）必着（※持込み不可）

※選考は、応募書類が到着し次第順次行い、採用内定者が決定次第、締切りとさせていただきます。

13. 選考方法

- 1次選考：書類審査
- 2次選考：面接

書類選考（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。（責任をもって廃棄いたします。）

※採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカードの取得手続きをしていただくこととなります。

14. 問い合わせ先

担 当： 日本学術会議事務局管理課総務担当 山下、山崎
電 話： 03（3403）3793（代表）